

カトリック長浜教会小教区評議会規約

1. 小教区評議会

1-1. 名称

- 1) 名称は「カトリック長浜教会小教区評議会」とします。

1-2. 設置の目的

- 1) 小教区評議会は、カトリックの教義および京都司教区の教えと方針に一致したビジョンを持ち、福音宣教する共同体になるという「共同宣教司牧」の目的のために資する運営を行います。

1-3. 主宰

- 1) 評議会は、京都教区司教から任命されたブロック担当司祭団が主宰します。
場合によって、司教から任命された修道者がこれに含まれます。

1-4. 小教区評議会の会合

- 1) 小教区評議会の会合は、ブロック担当司祭の招集によって開催します。
- 2) 小教区評議会は、役員と担当者を定めて評議員とします
- 3) 評議員以外での出席は、ブロック担当司祭団の承認を必要とします。
- 4) 議題はブロック担当司祭と役員で協議して決めます。

1-5. 審議事項

- 1) 小教区の宣教司牧に関する基本方針（長期、短期）の作成。
- 2) 宣教司牧方針に基づく年間行事の決定。
- 3) 予算と決算の承認、および予算外の支出の承認。
- 4) 各担当者の変更。
- 5) 「小教区評議会規約」の変更。
- 6) その他の重要事項。

1-6. 審議決定と承認

- 1) 出席者の合議により、福音の精神による対話を大切に、結論を出します。
- 2) 決定事項は、ブロック担当司祭団の承認を経て、実行します。

2. 役員

2-1 役割

- 1) 役員はブロック担当司祭団と共に、小教区における共同宣教司牧のチームとなって、小教区全体の運営について調整する信徒の代表者となります。
- 2) 役員は小教区評議会の会合の準備、議事運営、記録等を行います。

2-2 役員の定数

- 1) 役員の定数は2名から3名とします。

2-3 選出と任期

- 1) 新役員の選出は現役員とブロック担当司祭団と協議して決めます。
- 2) 役員の任期は、年初の小教区評議会までとします。

2-4 任命

- 1) ブロック担当司祭団が役員を任命します。

3. 担当者

- 1) 長浜教会は、部会を設置しません。
- 2) 長浜教会は、広報、典礼、施設管理、財務、教育、社会活動の各担当者を、定例小教区評議会を選びます。
(役員がいずれかの担当者を兼任しても良いことにします)
- 3) 担当者は、役員が推薦し、ブロック担当司祭団が任命します。
- 4) 担当の業務分掌は、別に定めて公示します。
- 5) 財務担当者、会計監査は、役員が推薦し、ブロック担当司祭団が任命します。
- 6) 滋賀カトリック協議会・湖東ブロック会議、その他の担当者を選びます。
(役員がいずれかの担当者を兼任しても良いことにします)

4. 会計監査

- 1) 会計監査をブロック担当司祭団の指名により複数名置きます。

付則 : 本規約の制定、変更は、教区司教の承認を得て発効します。

付記 : 本規約の教区司教認可 2007年12月31日、発効 2008年 1月 1日

+ パウロ 大塚喜直

